

三島市外五ヶ市町箱根山組合理約

〔昭和 31 年 8 月 9 日
静岡県指令地第 1078 号〕

改正 昭和 35 年 7 月 26 日静岡県指令地第 1381 号
昭和 37 年 5 月 25 日静岡県指令地第 939 号
昭和 39 年 10 月 29 日静岡県指令地第 1728 号
平成 17 年 3 月 22 日市行第 1120 号

昭和 37 年 2 月 20 日静岡県指令地第 194 号
昭和 39 年 2 月 10 日静岡県指令地第 178 号
昭和 46 年 5 月 6 日静岡県指令地第 134 号
平成 19 年 3 月 20 日市行第 507 号

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、三島市外五ヶ市町箱根山組合（以下「組合」という。）と称する。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 この組合は、三島市、裾野市、伊豆の国市、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 この組合は、三島市、裾野市伊豆島田、伊豆の国市南江間、北江間、田方郡函南町桑原、大竹、上沢、間宮、塚本、肥田、新田、日守、軽井沢、田代、駿東郡清水町玉川、新宿、伏見、八幡、長沢、柿田、堂庭、久米田、戸田、畑中、的場、湯川、徳倉、同郡長泉町下土狩、竹原の共有に係る土地（処分対価を含む。）及びこれに付随する財産（処分対価を含む。）の管理並びにこれに伴う造林、観光及びその他の開発に関する事務を共同処理することを目的とする。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 この組合の事務所は、三島市役所に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 この組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、24 人とし、組合を組織する各市町の選挙すべき議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 三島市 13 人
- (2) 裾野市 1 人
- (3) 伊豆の国市 1 人
- (4) 函南町 4 人
- (5) 清水町 4 人
- (6) 長泉町 1 人

2 議員は、組合を組織する市町の議会において、当該市町の議会議員の被選挙権を有する者のうちから選挙する。

3 議員の任期は、4 年とする。

4 議員に欠員を生じた場合は、直ちに補欠選挙をする。補欠の議員の任期は、前

任者の残任期間とする。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第6条 この組合に管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

2 管理者は、三島市長をもってこれに充てる。

3 副管理者は、管理者が議会の同意を得てこれを選任し、その任期は、4年とする。

4 会計管理者は、三島市の会計管理者をもって充てる。

(常設の専門委員)

第7条 この組合に常設の専門委員を置く。

2 常設の専門委員は、この組合を組織する市町(三島市を除く。)の長をもってこれに充てる。

3 常設の専門委員は、管理者の委託を受けて次に掲げる事項について調査を行い、その結果を管理者に答申する。

(1) 財産の管理に関する重要な事項

(2) 財産の処分に関する事項

(3) その他管理者の所掌に関する事務のうち重要な事項

(監査委員の設置)

第8条 この組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者及び議員のうちから各1人を選任する。

第9条 この組合の処務、文書及び職員の任免、分限、懲戒、服務並びに財務会計については、三島市の当該条例及び規則を準用する。

(経費支弁の方法等)

第10条 この組合の費用負担、収益分配及び組合の財産に対する権利義務の割合は、次の持分率による。

市町字名	標準地価 (明治23年1月)		標準地価に 対する市町、 字持分歩合	備考
三島市旧三島町	180,466	590	1,359	市街宅地租を10倍したる 12,659円70とその他の地 価との合計額をもって標 準額とする。
旧北上村	94,101	406	708	
谷田	60,856	763	458	
川原ヶ谷	28,544	614	215	
中	31,628	029	238	
竹倉	13,086	103	99	
塚原新田	6,371	866	48	
市山新田	2,129	382	16	
三ツ谷新田	3,350	328	25	

	新田	1,221	240	9	
	山中新田	788	451	6	
	玉沢	2,802	859	21	
	梅名	58,512	179	440	
	中島	22,579	158	170	
	大多場	34,484	900	260	
	北呂	10,748	021	81	
	八反沢	8,958	498	67	
	八反畑	8,783	822	66	
	鶴喰	3,929	185	30	
	青木	20,012	143	151	
	新玉谷	17,177	588	129	
	堀ノ川	18,359	736	138	
	平内	4,310	018	32	
	平田	9,412	052	71	
	松本	22,759	702	171	
	長伏	38,328	946	289	
	御園	19,355	046	146	
	安久	37,406	882	282	
函南町	軽井沢	3,263	130	25	
	田代	6,306	174	48	
	桑原	21,114	630	159	
	大原	6,830	988	51	
	上沢	26,414	423	199	
	間宮	48,791	509	367	
	塚本	53,814	654	405	
	肥田	24,606	420	185	大正5年12月19日肥田区 の地価 27,370,878 を分か ち新田の1区を創設する。
	新田	2,764	458	21	地価総額金 12,834,832 の 千分の 625 の額をもって 標準額とする。
	日守	8,021	770	60	
	伊豆の国市				地価総額金 90,751,671 の 千分の 625 の額をもって 標準額とする。
	南江間、北江間	56,719	794	427	
清水町	新宿	7,296	047	55	
	玉川	17,485	905	132	
	八幡	10,120	665	76	
	長沢	27,459	041	207	
	柿田	15,057	946	113	
	伏見	36,750	931	277	
	堂的庭	28,972	366	218	
	的場	14,444	682	109	
	湯川	16,824	456	126	
	畑中	8,595	634	65	
	久米田	21,984	669	165	
	戸田	6,283	387	47	地価総額金 50,577 円 80 の 千分の 625 の額をもって 標準額とする。
	徳倉	31,611	112	238	
長泉町	下土	35,488	803	267	
	竹狩原	14,864	029	112	

裾野市伊豆島田	16,064	128	121
合 計	1,328,417	258	10,000

附 則

- 1 本規約は、許可の日よりこれを施行する。
- 2 従前の三島市外六ヶ村箱根山組合規約は、廃止する。ただし、従前の機関及びその職員は、この規約に基づく相当の機関及びその職員となり、任期のあるものは従前よりの任期中同一性をもって存続するものとする。

附 則（昭和 35 年 7 月 26 日静岡県指令地第 1381 号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和 37 年 2 月 20 日静岡県指令地第 194 号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和 37 年 5 月 25 日静岡県指令地第 939 号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和 39 年 2 月 10 日静岡県指令地第 178 号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和 39 年 10 月 29 日静岡県指令地第 1728 号）

この規約は、許可の日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 46 年 5 月 6 日静岡県指令地第 134 号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 22 日市行第 1120 号）

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日市行第 507 号）

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更前の三島市外五ヶ市町箱根山組合規約（以下「旧規約」という。）第 6 条第 1 項及び第 4 項の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する場合について、なおその効力を有する。この場合において、旧規約第 6 条第 1 項中「助役」とあるのは「副管理者」とする。